

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大野東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
九五番一地先まで	比企郡ときがわ町大字西平字 横道三〇〇五番一地先から	区 間
一一・五〇〇四一・五〇	七・九〇〇一五・七〇	敷地の幅員 (メートル)
一五〇・〇〇〇メートル		延 長 (メートル)
橋梁架設工事		備 考